

# 全国山村振興連盟理事会を開催

全国山村振興連盟は、令和5年7月13日（木）午前10時30分から千代田区永田町の全国町村会館2階ホールにおいて令和5年度第1回理事会を開催した。

最初に、金子恭之 会長の挨拶、次いで、理事の衆議院議員 宮下一郎 先生、衆議院議員 篠原 孝 先生、衆議院議員 稲津 久 先生及び参議院議員 進藤金日子 先生の挨拶があった。

来賓として出席された林野庁 長崎屋 圭太 森林整備部長、農林水産省農村振興局 冨田晋司 地域振興課長、国土交通省国土政策局 鹿子木 靖 地方振興課長及び総務省自治行政局 大田 圭 地域力創造グループ地域振興室長から挨拶がなされた。

議事は、竹崎会長代行が議長を務め、「第1号議案 令和4年度事業報告に関する件」、「第2号議案 令和4年度収支決算に関する件」及び「第3号議案 令和6年度山村振興関連予算・施策に関する要望（案）に関する件」の審議が行われた。

理事会終了後、副会長が中心となって、関係議員及び関係省庁に対し要望活動を行った。

理事会の内容は、次の通りとなっている。

## 【金子恭之 会長(衆議院議員) 挨拶】

お早うございます。理事会の御推挙を賜りまして6月19日に全国山村振興連盟会長に就任いたしました金子恭之です。これまでも副会長として皆様方とともに山村振興のために努力してまいりましたが、吉野正芳前会長に引き継ぎましてさらに山村振興のために尽力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

昨日は富山県、石川県で線状降水帯が発生し、現在も全国的に不安定な天候が続いています。6月、7月の豪雨により被災されました地域の皆様方へ、お見舞いを申し上げます。これから台風の本格的シーズンを迎えてまいりますので、十分な警戒をとりながら被災地の復旧を図っていかねばならないと考えております。

本日は理事会を開催しましたところ、全国からお忙しい中日頃山村振興にご苦労いただいている市町村長の皆様方、山村振興に熱い思いのある同志の国会議員の皆様方、忙しい中出席いただいた関係省庁の幹部の皆様方に参集いただき、厚くお礼申し上げます。

国会議員の理事として、先ほど紹介がありましたように、今回進藤金日子先生に加わっていただきました。後ほど進藤先生からご挨拶をいただきますが、前回の山村振興法改正の時私は自民党山村振興特別委員長で、その時の担当課長が進藤さんでした。なかなか難しいことがありましたが、当時の進藤課長には大変お世話になりました。全てを知り尽くしている方でありますので私も本当に頼りにしているところあります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて山村地域をめぐる情勢は、異常気象の激甚化・頻発化、長期間に及んだコロナ禍、世界情勢の激変に伴う物価高などにより大きく変化しておりますが、こうした中で、これからの2年間というものは山村地域にとって非常に重要な局面を迎えるものと考えております。

まず、令和6年度から森林環境税の課税が開始されます。そうした中で、令和元年度から交付されている森林環境譲与税につきまして、山村地域など森林を多く抱える地域において、森林環境譲与税が更に有効に活用されていくような基準の見直しが望まれます。全国山村振興連盟としても、この見直しを強く要請していきたいと考えておりますが、要請に当たりまして都市部と農村部の対立構造を出現させてはなりません。人口減少などで苦しい状況に直面している山村地域が、従来以上に森林整備について頑張り、それを都市部の方々を含めて応援していくという構図になっていくことが不可欠だと考えております。こうした方向性を踏まえ、皆様方と手を合わせて、その実現に努めてまいりたいと考えております。

また令和6年度末には、現行の山村振興法の期限を迎えることとなります。本年には国土形成計画、あるいは食料・農業・農村基本法の見直しの議論が進められているところではありますが、その延長上に国土の半分を占める山村地域を長期的にどのように位置づけ、どのように振興していくかということは、極めて重要な課題であります。

山村振興法の期限を迎えるこの時期に当たり、私たち山村地域の関係者が将来にわたる山村のあり方を検討し、政府・国会に対して施策の充実と法律の延長を要請していくことが必要であると考えております。そのための皮切りとして、昨日、副会長をメンバーとする検討会が立ち上がったところであり、皆様の声を聞きながら、これから来年にかけて議論を深めていくこととしております。

山村地域において人口減少・高齢化が急速に進展する一方で、農山村への移住に対する若者の関心の高まり、脱炭素への期待の増大といった変化が見られる中であって、このような時期を迎えるということは好機でもあると捉えて、皆様方と一致団結して山村振興に努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の理事会では、令和4年度決算及び令和6年度に向けての施策・予算要望書案の審議をいただくこととしております。どうぞ忌憚のないご意見をいただき、充実した会議となるようお願いいたします。ありがとうございました。

#### **【宮下一郎 理事(衆議院議員) 挨拶要旨】**

皆様方にはいつも地域の発展のために大きな力をいただいております、心から感謝申し上げます。

私も党においては、過疎対策特別委員会の委員長とか、議員連盟としては森のようちえん振興議員連盟の会長、ダム・発電関係市町村等振興議員連盟の会長とか、山村に係わる活動をさせていただいております。

そんな中で、山村留学で元気になった子供達を見ますと、やはり山村の持つパワー、力が今こそ見直される時期だと感じます。東京一極集中を是正して地方から日本を元

気にする、その鍵を握るのは山村だと思います。

金子会長、吉野前会長のご指導をいただきながら、しっかり頑張っただけで、今後ともご指導下さい。

#### 【篠原 孝 理事(衆議院議員) 挨拶要旨】

金子会長が触れられていましたが、私も山村振興は日本にとって不可避だと思っています。地方が疲弊している国で繁栄した国はありません。

皆さんも頭の片隅に少々残っていると思いますが、田中角栄元総理が1972年に日本列島改造をというのを掲げました。50年経って日刊工業新聞が復刻版を出しています。当時のことを全く知らない人が読んでいるそうです。こんなこと言っていた総理がいたのか。田中角栄さんはもう歴史上の人物になっているのですね。その後の日本の状況からすると、道路、橋、新幹線を作る、そういうことばかりして、そして狂乱物価、狂乱地価そういったもの元になった、という風に誤解されているかも知れません。でも良く見ると違うのですね。私は農林水産省に入省したばかりで、田中総理の絶頂期に役人生活をスタートしました。だから、この復刻版を熟読しました。そこには、都市と地方の格差是正これが一番の目的であると書いてあります。その手法の一つとしてアクセスの整備が力説されているのですが、日本から日本人のふるさとが消えつつある、がたがたになりつつある、これを許しておいてはならない。これが日本列島改造の一番の眼目だったのです。これは、今こそ必要なことではないかと思っています。

会長が言われました森林環境譲与税、これも志は良いのですが、全く変な運用をしていると思います。どこにそのお金がいくべきか、理屈で考えると山村にいくに決まっているのです。配分は誰が考えても単純明快で、森林面積に応じていくべきものです。これがどうなっているか、正確に言うとう違うと言われると困るのですが、なんと横浜市が一番多くいっているとか、こんなことがあるのかと私は思います。ですから私は、この全国山村振興連盟の重大な使命は、単純明快に我々ができること、森林環境税が本格化していきませんが、変な理屈で運用するのではなく、基本どおり運用していくことを実現することに尽きるのではないかと思います。

私は、政治・行政は理屈通りにやっていかななくてはいけないと思っています。

令和5年度予算は114兆円ですが、他の省庁の予算は皆昔と比べて増えているのに唯一減っているのは我が3兆円の農林水産省予算だけです。そんなおかしなことをしている国はありません。

山村・農村を大事にして、このような予算配分を是正していくのも全国山村振興連盟の使命だと思っています。

#### 【稲津 久 理事(衆議院議員) 挨拶要旨】

北海道の丁度真ん中に大雪連峰があり、北海道の屋根といわれていますが、浜田新副会長の新得町はこの一番東側にあり、そばなどで有名です。私が住んでいる芦別市はこの連峰の西側にあり人口1万2千人の山村で、私の選挙区もほとんどが山村です。

人口が減少している中でなんとかこの自治体の繁栄とか住民サービスを確保しているということで大変苦勞されているのがこの山村地域だと私も実感しています。かって私のまちも今の森林管理署、昔の営林署が二つあるということで基幹産業は正に林業でした。そういう環境で生まれ育って65年になりますが、こういう時に森林環境譲与税ができてくる中でこれを使えるということはとても大事なことだと思っています。篠原先生からのお話しの通り人口比率が入っておりまして、やはり少し考えなくてはいけないと思います。都市部の方と対立するつもりはありませんが、本来この税の目的というものをやはり多くの方々に知っていただいて、山を守り山村をしっかり応援していくことがこの日本の国土を形成していくことになるのだと私も実感しています。

党の税制調査会の副会長を務めています。昨年の与党の税制調査会の中でも私の方から人口比率については是非見直しを図るべきだと強く訴えております。党の中ではこれが少しオーソライズされて、今そういう方向で議論ができると思っております。しっかり取組んでいきたいと思っております。

皆様から種々のご意見やご指導をいただきながら共に山村振興に力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

#### 【進藤金日子 理事(参議院議員) 挨拶要旨】

このたび新たに理事に選任いただき、本当に重責をいただいたと緊張しています。

金子会長からのお話にありましたように、私の農林水産省を辞める時の最後の仕事は山村振興法改正の役所側の担当課長でした。平成27年3月31日に期限の来るいわゆる日切れ法律でしたが、ギリギリで改正法案が成立しました。当時、平成26年末に衆議院の解散に伴う選挙で、予算も税制もなかなか決まらないというシビアな環境の中でしたが、金子自民党山村振興特別委員会委員長のもとでいろんなことを法案に書き込もうということでした。一番大きかったの山村振興活性化交付金が7億5千万円の予算で創設されたことだと思っております。財務省は極めて渋かったのですが、現在は7億8千万円に増額されています。増額される予算がなかなかない中で少額とはいえ増額されながら頑張ってきたのは、当連盟、役所の方々のご努力、多くの方のご理解があったからだと思っております。現在の法律は、令和7年3月31日までの期限ですから、令和6年度の中で改正の方向性を見出していくことになると思っております。

森林環境税が令和6年度から課税が開始されることになっており、森林環境譲与税の配分は極めて重要な課題です。自由民主党の中でも配分基準について議論をしています。山側の方が本当に森林施業をはじめ人手不足に困っていて、大変な状況にある、そのことをしっかりと一般の方にご理解いただきながら、対立するのではなくしっかりとした形で納めていく必要があると思っております。

花粉症対策が今クローズアップされていますが、山の重要性を国民の皆さんにしっかりとご理解いただく必要があります。スギをどんどん伐採すればいいというような乱暴な意見もあります。スギを伐採してしっかりと流通させて使ってもらって、そして植え替えをしていく、そうした山の常識の部分についてしっかりと国民の皆さんに

ご理解いただき、そういったことがまた森林環境譲与税の配分基準にもつながっていくようにしていかなければならないと思っています。

皆様のご指導、理事の先生のご指導を得ながら、金子会長の下、しっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

#### 【長崎屋 圭太 林野庁森林整備部長 挨拶要旨】

今般の豪雨により被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、最前線でご対応いただいております自治体の皆様に深く敬意を表します。林野庁としても山地の被害の早期把握と復旧に全力で取り組んでまいります。

森林・林業をとりまく最近の状況としては、いわゆるウッドショックやウクライナ情勢などの世界情勢を受けて木材需給が大きく変動しており、輸入材に過度に依存することによるリスクが顕在化しています。こうした中で、国産材を安定的かつ持続的に供給できる体制を構築することが求められています。

また、先ほど進藤先生からお話がありましたように、花粉症への対応も求められています。先般総理の指示の下で関係閣僚会議において花粉症対策の全体像が取りまとめられ、今後10年間でスギ人工林の植替えを加速化するとされました。これらの課題に対応していくため、林野庁としては、まず、次の世代の森林造成を確実にするために広葉樹や花粉の少ない苗木により植え替えすること、採算性を向上させるために新技術を開発し新しい林業を展開すること、国産材の安定供給に向けて木材の加工流通施設を整備すること、最後に「都市(まち)の木造化推進法」を踏まえて木材利用を拡大すること、こういう取組みを進めていくこととしています。

森林経営管理制度並びに森林環境譲与税については、令和元年度のスタートから5年目を迎えています。皆様には各地で森林整備をはじめとして様々な取組を行っていただいています。特に、森林環境譲与税の活用については、譲与開始当初は活用率が5割程度に止まっていたましたが、各自治体の皆様のご尽力により着実に活用実績が増加しており、令和5年度においては活用予定額が譲与額を上回って、これまで積み立ててきた基金を取り崩すところまでできています。先程来お話しがありましたように、譲与基準を見直すべきとの多くのご意見をいただいております。昨年12月の税制改正大綱において検討することとされています。これを踏まえて、林野庁においても譲与基準の見直しに向けて検討を進めているところです。

令和6年度は森林環境税の課税がいよいよ開始される、また、譲与額も現在の500億円から約600億円に増加する節目の年であります。従って、森林環境税の課税の開始に向けても、あるいは譲与基準の見直しに向けても非常に重要な年だと思っていますので、納税者の方々、都市部の自治体の方々の理解を得ながら、なんとか森林整備が加速化されるような結論を得たいと思っています。どうか皆様におかれましても、より一層森林整備が必要であるとの声を上げていただきたいと思います。

#### 【富田晋司 農林水産省地域振興課長 挨拶要旨】

皆様のご支援で創設された山村活性化支援交付金は今年度も7.8億円の予算を計上

しています。活用するためには、山村振興法に規定されている山村振興計画を作る必要がありますが、作成の手ほどきを記載した資料が全国山村振興連盟のHPにありますので、これも参考にして作成し、交付金を活用していただきたいと思います。この交付金は最大3年間、年間1千万円、10分の10の定額補助で、ものづくりや地域資源を活用した商品開発、コンテンツの開発にも活用可能となっています。また、商品開発の取組みに加えて、その前後に商品開発のノウハウが分からないといった方々のためのセミナーや、ワークショップを支援しています。

また、苦勞して開発した商品について東京で大きな商談会で山の恵みプロジェクトとして、共同出店をさせてもらい、バイヤーとの商談を行っており、是非参加いただきたいと思います。2月の東京お台場のビックサイトにおける商談会に加えて、皆様からのご要望が多かった一般消費者向けの大規模な販売会を、「山の恵みマルシェ」ということで今年11月に都内の大きなスーパーで、ワンフロア一借り切って実施したいと思っていますので、是非参加いただきたいと思います。こちらは販売のみならず、観光のPRも合わせてその商品の物語をアピールすることが可能ですので、この機会を通じて東京・関東の消費者に山村地域・商品の魅力を知っていただけるようにしたいと思っています。

先般6月2日の食料安定供給・農林水産基盤強化本部において、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」が決定されました。食料・農業・農村基本法の改正に向けて動き出すということですが、農村振興、農村の活性化も重要な課題と我々も考えています。「しごと」「暮らし」「活力」「土地利用」の観点から、施策の推進を図っていかうと考えています。皆様方からのご意見、ご指導をいただきながら基本法の改正に向けて努力していきたくと考えています。

#### 【鹿子木 靖 国土交通省地域振興課長 挨拶要旨】

国土交通省では、山村地域をはじめ豪雪地帯、半島、過疎地域などの条件不利地域の振興について、道路・公園などの基礎的なインフラの整備、防災のための治水・砂防施設の整備など社会資本整備を始めとする取組みを進めています。また、最近も発生している地震、風水害といった自然災害で被災した地域については、できる限り早い復旧・復興に向けた取組みを進めています。

最近の話題を一つご紹介します。

近年の状況変化を踏まえた新たな国土形成計画の案が7月4日の国土審議会において了承され答申が行われたところです。

本計画案では目指す国土の姿として、危機的な状況に直面する地方を重視し、「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げ、地方に活力を取り戻し、安全・安心で個性豊かな地域を全国に広げ、地方への人の流れを創出・拡大することとしています。

その実現に向け、山村地域においては、産業基盤及び生活環境の整備、人材の確保・育成などを図るとともに、林業・木材産業の成長・発展、森林サービス産業や、農泊との連携等を推進することとしています。

新たな国土形成計画は今年夏の策定に向けて今後の手続きを進めてまいります。

## 【大田 圭 総務省地域力創造グループ地域振興室長 挨拶要旨】

総務省においても情報通信インフラの整備やデジタル人材の育成・確保等、地方からデジタルの実装を進めていくことをはじめとして、地域が元気になる取組みを推進しています。

令和5年度の地方財政への対応については、社会保障関係費が増加する中において、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ重要課題に取り組むために地方交付税等の一般財源の確保について令和4年度を上回る額を確保しております。また、辺地債、過疎債についても昨年度を上回る額を確保しています。

地域おこし協力隊については、令和8年度までに隊員数を1万人にすることを目標に掲げて更なる取組の推進を図っています。

また、令和2年6月に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」については、地域の人口が急減している山村地域で地域産業の担い手の確保に活用することが考えられます。

令和5年6月末時点において、全国で89の組合が設立されています。総務省としても、引き続き全国各地で説明会を実施するなど積極的に立ち上げを支援していきたいと考えています。

また、令和2年度末において過疎法が期限を迎え、各党各会派におきます御議論のもと、令和3年度に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されています。総務省としても過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現されますよう、引き続き過疎地域の課題解決に向けた施策を進めてまいりたいと考えています。

### ◎挨拶をいただいた方以外の政府関係の出席者（敬称略）

林野庁	森林利用課長	福田	淳
林野庁	森林利用課山村振興・緑化推進室長	諏訪	幹夫
林野庁	計画課調査官	高木	美貴
農林水産省	地域振興課課長補佐	藤田	聡
国土交通省	地方振興課課長補佐	横山	豊彰
総務省	地域力創造グループ地域振興室	西野	雄貴
林野庁	山村振興・緑化推進室課長補佐	櫻井	知
林野庁	山村振興・緑化推進室企画係長	井村	美保

### 【議 事】

竹崎会長代行のもとに議事が進められた。

○ 第1号議案 令和4年度事業報告に関する件

○ 第2号議案 令和4年度収支決算に関する件

第1号議案及び第2号議案について、實重事務局長が内容の説明を行い、監事の意見書が紹介され、両案は原案通り承認された。

- 第3号議案 令和6年度山村振興関連予算・施策に関する要望（案）に関する件  
實重事務局長が内容の説明を行い、審議の上、承認された。  
理事会で承認された「令和4年度事業報告」及び「令和6年度山村振興関連予算・施策に関する要望」は、次の通りとなっている。

## 令和4年度事業報告

### 1. 山村振興政策に関する提言及び政府予算対策

#### (1) 令和5年度山村振興関連施策・予算

- ① 7月の理事会において「令和5年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を決定し、関係省庁に送付し要請を行った。
- ② 8月24日（水）に開催された自由民主党の農林・食料戦略調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議において「令和5年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を提出し、要望を行った。
- ③ 11月の総会において「令和5年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を決定し、副会長を中心に関係国会議員、関係省庁対し要請行動を行うとともに、各支部において要請活動が行われた。
- ④ 11月18日に開催された自由民主党山村振興特別委員会（委員長：衆議院議員 奥野信亮）において、関係省庁から令和5年度山村振興関係予算概算要求の内容について説明があり、当連盟から「令和5年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を提出するとともに、竹崎会長代行（熊本県芦北町長）をはじめ5名の副会長が出席し要望を行った。
- ⑤ 12月21日に開催された農林・食料戦略調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議において令和5年度農林水産関係予算の報告が行われた。
- ⑥ 令和5年度政府予算案は12月23日に閣議決定された。
- ⑦ 2月22日開催された自由民主党山村振興特別委員会（委員長：衆議院議員 奥野信亮）において、関係省庁を代表して農林水産省農村振興局 佐藤一絵 農村政策部長から令和5年度山村振興関係予算概算決定の内容について説明があり、当連盟から竹崎会長代行（熊本県芦北町長）をはじめ6名の副会長が出席し要望を行った。

### 2. 山村をめぐる諸問題についての情報の収集、調査、検討

#### (1) 森林・山村対策に関する懇談会

令和5年2月21日(火)に開催。

(副会長・理事・監事外が参加)



## 講師

総務省自治財政局調整課長	近藤貴幸	氏
農林水産省地域振興課長	富田晋司	氏
林野庁山村振興・緑化推進室長	安高志穂	氏

### 3. 山村振興を図るための啓発・普及活動の推進

#### (1) ホームページ・メールマガジンでの情報提供

##### ホームページ

連盟の紹介、全振興山村のリンク、山村からの提言  
山村へのメッセージ、山村振興施策（山村振興法、山村振興関連予算、  
各種政策、白書等）

##### メールマガジン

「全国山村振興連盟メールマガジン」を原則として毎週発行し、HP  
にも掲載している。

関係省庁の施策の動向など山村振興施策をめぐる各種情報を提供して  
いる。

#### (2) 山村振興に資する事業の活動に対する後援等

- 特定非営利活動法人「地球緑化センター」が実施する「緑のふるさと協力隊」
- 森林・林業・山村問題を考える」シンポジウム  
(10月1日。オンライン方式で開催。)
- 全国過疎問題シンポジウム2022inくまもと  
(10月20日～21日。熊本県で開催。)
- 第14回水源の里シンポジウム  
(10月27日～28日。福島県で開催。)
- 全国二地域居住等促進協議会(国土交通省地方振興課が事務局)に会員として参加している。
- 農業農村情報通信環境整備推進体制準備会(農林水産省地域整備課が事務局)に会員として参加している。
- 第2のふるさと推進ネットワーク(観光庁観光資源課)に会員として参加している。

### 4. 山村振興対策の計画的推進

- (1) 市町村、都道府県、連盟支部事務局の山村振興担当者を対象に山村振興実務研修会を6月3日(金)に開催し、50名が参加した。

(2) 山村振興計画の作成を推進するため、農林水産省農村振興局地域振興課のアドバイスを得て、「分かりやすい山村振興計画の作り方 作成要領」をとりまとめ、未作成の市町村に配布するとともに、ホームページに掲載した。

#### 5. 会員等への情報の提供

(1) 山村振興情報を年間6回(隔月1回)発行している。

(2) 「全国山村振興連盟メールマガジン」を原則として毎週、支部あて送信している。また、同時にホームページに掲載している。

(3) 事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、山村振興施策・予算の要望等理事会決定事項は、理事会終了後、直ちに会員に連絡している。

(4) 山村振興に関連する各種情報は、ホームページに掲載し、会員に提供している。

#### 6. 山村振興全国連絡協議会の活動への参加と助成

総会(6月22日オンライン開催)に出席するとともに、ブロック会議に参加した。協議会の活動に対し、助成を行った。

北海道・東北ブロック会議(開催県:山形県。11月にWEB会議。)

九州ブロック会議(開催県:福岡県。11月に書面開催)

東海・北陸ブロック会議(開催県:三重県。11月に書面開催)

関東ブロック会議(開催県:東京都。12月に書面開催。)

中国・四国ブロック会議(開催県:島根県。2月に書面開催)

#### 7. 各種会議会合等

##### (1) 総会

11月18日(金)、通常総会を開催した。

総会においては、講演が行われた。

・演題 農山漁村への振興策を通じたこれからのむらづくり

・講師 農林水産省地域振興課長 富田晋司 氏

##### (2) 副会長会議・理事会

令和4年7月及び10月に副会長会議及び理事会を開催し、令和5年2月に副会長会議及び理事会を開催をした。

(3) 事務局長会議

令和5年1月に開催した。

(4) ブロック会議

北海道・東北ブロック会議が、7月21日(木)～22日(金)に宮城県丸森町で開催された。

### 令和6年度山村振興関連予算・施策に関する要望書

山村地域の振興につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってまいりました。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか2.5パーセントの住民が守っております。この山村資源の付加価値化と生産性の向上などその有効活用が国を支えるものと考えます。

こうした中で、ウクライナ情勢、新型コロナウイルスの蔓延、地球温暖化など、世界情勢が激変し、山村地域もまた、コロナ禍、諸物価の高騰、気象災害の頻発などにより大きな打撃を被っております。

山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増してきましたが、加えて先に述べたコロナ禍・物価高等の影響があり、多くの山村が存続を危ぶまれると言っても過言ではない状況となっております。山村をはじめとする地方が衰退することは、国家の存立にとって重大な危機だと言わなければなりません。

その一方、脱炭素という世界的な課題の下で、山村が果たしている環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再確認されるとともに、コロナ禍に直面する中で都市への人口集中の弊害が顕在化し、日本人口の急減を防ぐためにも人口の地方分散が必要であると改めて認識されたところでもあります。

こうした状況を踏まえ、山村振興法により示されている多面的・公益的機能について更なる充実を図ることが重要であり、課題解決に取り組み、山村の活性化、自立的発展を図っていくことは、地方創生や国土保全とともに、多くの価値観が分断を生む社会にあって協調と連携を尊重する精神文化の継承にもつながり、ひいては国民生活全体の発展・安定につながるものと言えます。

国におかれては、以上の認識の下に、山村振興を国の重要課題に据えて、下記の事項の実現を図られるよう強く要望致します。

#### 記

#### I 地球規模の課題に対処する上での山村地域への施策の強化

1. 我が国の脱炭素社会の構築に向けた次世代の森林造成や花粉の発生源対策といった山村・都市共通の課題の解決に向け、森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進する

ことができるよう、森林環境税の課税が開始される令和6年度を念頭に、森林の多い市町村への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準を見直すこと。

2. 令和7年3月末に現行の山村振興法が期限を迎えることから、近年の山村地域における大きな変化や、新たな国土形成計画の策定、食料・農業・農村基本法の見直し等を踏まえ、内容を充実して山村振興法を延長すること。
3. ウクライナ情勢をはじめ世界の情勢が激変する中において、食料・生産資材・木材を輸入に依存する現状を改善し、食料自給率・木材自給率を高めるとともに、国土保全を強化する食料安全保障体制を確立すること。その際に諸物価高騰に対する対策を強化するとともに、山村地域における農地・森林等多様な資源を最大限活用するための支援を強化すること。
4. 新型コロナウイルスの感染や需要減退によって疲弊した農林水産業、地域の観光業・農泊、飲食業をはじめ、打撃を受けた産業や地域社会が早期に経済を回復していけるよう強力な支援措置を講じること。また、山村地域における医療施設及びそのアクセスの確保やデジタル化を含めた医療体制を充実・強化し、医療関係者を支援すること。
5. 都市の過密状態を解消し、感染症等や自然災害に強い安全な社会を建設していくため、東京への一極集中を緩和し人口の都市集中防止・地方への分散の流れを作ること。
6. 東日本大震災及び近年の豪雨・台風等の被災地については、関係省庁連携のもと、被害が生じた山村地域における復旧・復興対策を強力に推進すること。東日本大震災被災地については、原発事故放射性物質の除染等を早急かつ的確に行うとともに、除染に伴う廃棄物の処理にも万全を期すこと。
7. 防災減災、治山治水、砂防等の国土強靱化対策を強力に推進し、災害の多発に備えた多様な措置を講ずること。またそのために、将来を見通した十分な財源を確保するとともに、災害発生時の的確な情報提供システムの整備を図ること。

## II デジタル化の進展等に応じた革新技术の導入・普及による都市との格差是正

1. AI・ドローン・自動運転・ロボット等をはじめデジタル技術の活用が地域の隅々まで行き渡ることにより、都市との地域間格差を是正し、人口減少・高齢化の進む山村地域が抱える問題に対処していくことができるよう、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて施策を更に充実・強化すること。また、自動運転をはじめ、人口減少の進む山村の喫緊の課題となっている政策については山村地域から導入すること。
2. 山村地域において遅れている5G・光ファイバー網・ケーブルテレビの整備・更新を推進するための予算を拡充するとともに、キャッシュレス決済、電子申請が一般化するように更に普及を促進し、そのために必要な機器・人材育成等に支援を行うこと。
3. 山村地域におけるテレワークの推進のため、サテライトオフィスの誘致及び必要な通信インフラの整備等を進展させるとともに、オンライン教育、オンライン医療を可能とするため、施設整備の支援・規制緩和など必要な措置を積極的に講じること。
4. 山村地域において、再生可能エネルギーの導入を促進すること。特に、木質バイオマス産業化のための施設整備・システム開発を図ること。また、FIT制度の取組みを地域経済の発展に寄与させるとともに、再生可能エネルギーの発電比率の向上と、送電・熱利用システムの整備を図ること。太陽光発電・風力発電等の施設の設置については、優良な農地・林地の乱開発を防ぐように措置すること。

### Ⅲ 山村振興対策の総合的・計画的推進

1. 山村振興法の基本理念にのっとり、山村振興法の目標を達成するため、関係省庁の一層の連携強化のもと、山村振興対策を総合的かつ計画的に推進すること。
2. 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、特定地域づくり事業協同組合の設立を推進するとともに、支援措置を充実・強化すること。
3. 新型コロナウイルス感染症対策、農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、国土保全に資する事業に関する地方財政措置の充実・強化を図ること。
4. 山村地域の活性化に不可欠な辺地対策事業債及び過疎対策事業債の十分な確保を図ること。

### Ⅳ 多面的・公益的機能の持続的発揮・公共事業の推進

1. 森林環境税及び森林環境譲与税による森林整備に際し、使途を含め市町村に対して必要な助言等の支援を行うこと。
2. 国連SDGsや、2050年カーボンニュートラル・2030年温室効果ガス46%削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策を強化するとともに、「みどりの食料システム戦略」を着実に実行すること。
3. 「棚田地域振興法」に基づき棚田地域振興に関する支援を充実するとともに、里山林等の美しい景観の価値を見直し、その保存・再生を図ること。
4. 山村の果たしている重要な役割や木の文化について、児童生徒を含め国民一般の理解を深めるための教育・啓発・普及対策を充実・強化すること。
5. 山村の有する農地の多面的機能を発揮させるため、農地の保全に確実に取り組めるよう、守るべき農地と管理困難な農地を明確にする地域の話し合い、簡易な基盤整備、低コストで粗放的な管理、鳥獣被害防止のための対策等、柔軟できめ細かな対応が可能となる総合的な対策を講じること。
6. 山村地域における農林業の維持・活性化を図る「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金」、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」を充実・強化すること。
7. 計画的な間伐等の森林施業と森林作業道の開設を直接支援する「森林環境保全直接支援事業」、林道等の路網整備を支援する「森林資源循環利用林道整備事業」等を充実・強化すること。
8. 「農山漁村地域整備交付金」を拡充・強化するとともに、山村の存立基盤である森林・林業、経済・雇用を支える上で重要な役割を担っている林野公共事業予算について、大幅な拡充を図ること。
9. 景観対策、国土保全に資するため、松くい虫対策、ナラ枯れ対策について適切に行うこと。また、侵入竹の駆除及び竹材等の利用推進を図ること。

### Ⅴ 農林業の振興・地域社会の活性化

1. 山村地域の農業・林業等基幹産業について、意欲と能力のある担い手の育成及び新規就農等に関する施策を拡充強化すること。
2. 「山村活性化支援交付金」、農泊や農福連携の推進を含む「農山漁村振興交付金」を拡大するとともに、「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地耕作条件改善事業」、畜産環

境対策を充実・強化すること。

3. 「中山間地農業ルネッサンス事業」を充実し、山村地域に対して優先的に予算配分を行うとともに、山村地域を優遇する等、山村地域にとって使い勝手の良い制度とすること。
4. 山村の地域資源の保全管理・活用や地域振興と併せて、複数の集落を範囲として地域のコミュニティの維持に資する日常の様々なサービスの提供や地域内外の人の呼び込みを行う農村型地域づくり事業体（農村RMO）の形成に係る支援の充実を図り、山村地域に人が住み続けられるための条件整備を行うこと。
5. 森林、農地等の資源を活用した6次産業化の推進、平場とは異なる山村の条件を生かした園芸等の振興、更には、健康等の新たな分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」の創出・推進、関連企業の立地・導入等の対策を充実・強化すること。
6. 森林の経営管理の集積・集約化等を推進するため、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度を地域の実情に応じて運用できるものとする。
7. 「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」を通じて、カーボンニュートラルを見据え、森林所有者等による計画的な森林施業をはじめ、川上から川下に至る林業、木材産業の総合的な振興対策の充実・強化を図ること。また、世界の木材需給に留意し、木材価格の安定化に資する取組を実施すること。急傾斜地における架線集材・ヘリ集材への支援を含め、現場の実情に即した間伐などの森林施業を推進するほか、施業の低コスト化、再造林対策を強化すること。
8. 「都市（まち）の木造化推進法」（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律）を強力に推進すること。また、これに基づき、「建築用木材供給・利用強化対策」や「木材需要の創出・輸出力強化対策」等で進められている建築物等における国産材の活用、CLT等の技術開発・普及、地域材を利用した構造材・内装材・家具・建具等の普及啓発、木質バイオマス利用の促進、効率的な木材サプライチェーンの構築や森林認証材の普及を図るため、施策を充実・強化すること。木材・木製品の輸出・利用促進への支援を充実・強化すること。
9. 特用林産物の振興を図るための予算を確保すること。

## VI 山村と都市との共生・対流

1. コロナ禍によって疲弊した観光業・農泊を建て直し、インバウンドの活用を含めグリーン・ツーリズムの一層の普及を行うとともに、地域ぐるみで行う受け入れ体制や交流空間の整備、NPO法人等の多様な取組主体の育成等を総合的に推進すること。
2. 若者の田園回帰志向が強まっている潮流を踏まえ、地方移住の促進策を構築するとともに、「地域おこし協力隊」を充実強化すること。また、二地域居住対策を促進すること。さらに、都市との連携強化による関係人口の増加、高齢者の地域活動への参加等を充実・強化すること。
3. 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき空き家についての対策を講ずるとともに、利用を希望する者とのマッチングや利用者の負担軽減等、有効活用について措置を講ずること。
4. 自然資源の保護・保全をするとともに、地域資源を生かした教育、ふるさとに愛着と誇りを育む活動であるジオパーク事業に対する支援を充実・強化すること。
5. 山村における国民の幅広いボランティア活動を促進する対策を充実・強化すること。

6. 山村留学を含め学びや癒しの機能を有する山村での体験を推進すること。

## **VII 鳥獣被害防止**

1. 鳥獣被害防止特別措置法等に基づき、技術普及を含む各種鳥獣被害対策を一層充実・強化し、対策に必要な財源を確保すること。
2. 地域ぐるみの総合対策を推進する「鳥獣被害防止総合対策交付金」及び広域的な森林被害等に対応する「シカ等による森林被害緊急対策事業」について継続するとともにメニューを充実・強化すること。また、ICTやドローン等の革新技術を活用し、より効果的な鳥獣被害対策に努めること。
3. 鳥獣被害対策実施隊の設置促進、猟友会等の民間団体の参加促進、林業分野・関係省庁との連携を促進するとともに被害の深刻さの度合いによっては、防衛省・自衛隊は関係省庁と連携して、協力の可能性を検討すること。
4. 捕獲鳥獣の加工処理施設の設置促進、焼却対策を充実・強化するとともに、ジビエ振興対策を講ずること。

## **VIII 情報通信基盤、道路の整備**

1. 「デジタル田園都市国家構想」を推進する中で、山村地域における5G・光ファイバー網・ケーブルテレビの整備・更新を推進するとともに、携帯電話不通地域の解消等デジタルディバイドの解消を図るための通信体系を充実・強化すること。また、ラジオ難聴取地区を解消するとともに、地域の実情に即した通信システムの設置・管理に対し支援すること。
2. 5Gを進める上で老朽化した光ファイバー網を更新することは不可欠であるので、公設民営に限らず公設公営の施設についても、更新に対する助成措置を講ずること。
3. 2県以上にまたがる県管理の国道整備を含め計画的に道路の整備促進を図るとともに、市町村道の改良・舗装等、山村地域の道路整備を「コンパクト+ネットワーク」の観点に立って促進すること。また、基幹的な市町村道路の整備の都道府県代行に対する助成措置を講ずること。
4. 道路整備のための財源を十分に確保し、特に、地方における道路財源の充実を図ること。
5. 防災・観光景観上の観点から無電柱化の推進に当たり、財政措置（過疎債）を講ずること。

## **IX 生活環境の整備**

1. 山村地域住民の生活交通を確保するため、地方バス路線維持や生活圏の広域化に対応するデマンドバス・デマンドタクシーの導入・運行対策を充実・強化すること。
2. 地域公共交通の見直し・検討が進められる中で、山村地域における公共交通の維持・確保を図ること。
3. 山村の簡易水道等施設の整備を促進すること。
4. 山村地域の実情に応じて汚水処理施設の整備を促進すること。
5. 廃棄物処理施設の整備を推進するため、助成措置を講ずること。また、廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な措置を講ずること。
6. 消防力の充実を図るため、消防庁舎・消防施設等の整備及び改修に対する助成措置を講ずること。

## **X 医療・保健・福祉**

1. オンライン医療を含め、新型コロナウイルス感染症等に対処する医療施設を早急に整備すること。また、医療・保健・介護・福祉の充実、高齢者の職場・住居の確保について、都市部との連携の下に対策を充実・強化すること。
2. 周産期医療ができるよう山村地域の産科医、小児科医を含めた医師の確保、体制に万全を期すこと。へき地診療所等の運営、医療施設・保健衛生施設の整備、医師及び看護師の養成・確保に対する助成措置を充実・強化すること。
3. 無医地区への定期的な巡回診療、保健師の配置、救急医療用のヘリコプターへの支援を強化すること。
4. へき地保育所・高齢者等の社会福祉施設・障がい者施設の整備、職員等の養成・確保に対する支援を充実・強化すること。
5. 医師について定員配置等の規制的手法の導入、過疎地域や山村地域への一定期間の勤務義務づけを検討すること。
6. 民間事業の参入困難となっている現状を打開する政策を推進し、財源措置を含め都市との格差を是正すること。

## **X I 教育・文化**

1. オンライン教育の環境を早急に整備するとともに、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を充実すること。
2. 公立学校施設整備、スクールバス等の購入に対する助成措置を充実・強化すること。
3. 寄宿舎居住費等へき地児童生徒に対する助成措置を講ずること。
4. 山村地域の文化財の保護等に対する助成措置を講ずるとともに遺跡発掘等により山村の自然に触れる体験交流活動に対し支援すること。
5. 地域の伝統文化・芸能の体験等を通じた子供の育成に努めること。
6. 小中学校の統廃合の推進に当たっては、地域活性化の観点に十分配慮すること。
7. 地域の人材育成と地方創生の実現のため教育機関の地方移転を進めること。

## **X II 貿易交渉について**

貿易交渉及びその実施に当たっては、山村地域の主要産業である農林業に打撃を与えることのないよう、山村地域の住民が誇りを持って農林業を営み、住民が生活を維持できるよう、万全の対応をとること。

## **X III 山村地域の自主性の確立**

1. 財源保障機能及び財源調整機能を果たす地方交付税制度を充実・強化し、所要額を確保すること。
2. 基準財政需要額の算定に当たっては、山村自治体が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を重視するなど、山村地域の実情に即したものとすること。
3. 償却資産に係る固定資産税は、山村地域の市町村の重要な財源であり、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。
4. 道州制は導入しないこと。